

裁判所前の道路について

【内容】

裁判所前の道路について、松（弁慶松と思われる）が邪魔をして1車線になっている。松が暴風林の役目を果たしていることも考えられるが、1本では意味がないと思われる。2車線への復元も考えてはどうか。

【回答】

裁判所前の松は、昭和36年の第2室戸台風で倒壊した旧の扇ヶ浜松林の生き残りであり、弁慶松ではありません。裁判所前の松は、昭和56年の田辺大通り（駅前扇ヶ浜線）開通の際に整備された外環状線上に位置し、当時は同程度の松が市役所前にも1本ありました。

整備の際、市は都市計画道路どうりに施行する予定でしたが、松が数少ない扇ヶ浜松林の生き残りで、かつ自然財産としても貴重な樹木であることからその存続を巡って論争が起きました。市としては、様々な論議を経た上で市民の意見を総合的に考えると1車線を減らし、供用にすることが望ましいと判断しました。その後、現在に至るまで、市役所前の1本は平成13年に枯死しましたが、ご意見にございます裁判所前の松は残したままにしております。

市としては、現在もこの状態が総合的には市民の意向に沿っているものと考えておりますが、今後も今回のご意見はもちろんのこと、市民の皆さんのご意見に耳を傾けながら中長期的に検討を重ねていきたいと考えております。

（担当：土木課）